

これまでに出了された主な意見

以下は、第1回から第7回会合までに出了された主な意見をテーマごとに分類し、順不同に羅列したものである。したがって、個々の意見相互の間には論理的な関係はなく、内容的に相反する意見が含まれていることもある。

1 総論

- イ 「貯蓄から投資へ」という政策要請を踏まえ、リスク資産への投資を促すため、金融所得課税の一体化が必要である。
- ロ 一般の投資家が投資を行う際には、税制が簡素であることが重要である。
- ハ 二元的所得税論に立って金融所得課税の一体化が主張されることがあるが、今後、二元的所得税をめざすのかという点については、所得税制全体のあり方としてさらに議論を尽くす必要がある。
- ニ 金融所得課税については、「貯蓄から投資へ」の政策要請も踏まえ、一般の投資家が投資しやすい環境を作るという観点から、中立的で簡素な税制を構築するというのが「一体化」の位置付けとなる。
- ホ 金融所得課税の一体化のために金融所得という所得区分を新設することは、法律上、困難な点が多々ある。むしろ、現行の民商法に即した所得区分をもとに、金融所得課税の一体化の実現を目指すことが、制度設計としては現実的である。
- ヘ 高度な金融技術を利用したハイブリッド商品の登場や租税回避行為の可能性について、対応を考える必要がある。
- ト 金融所得課税の一体化は、投資家の利便性のためであり、一般投資家を対象とした簡素な制度設計を基本とすべきである。
- チ 金融所得課税一体化の範囲は、一般投資家のポートフォリオに含まれる金融商品をカバーするようできる限り広く考えるべきである。

リ 金融所得課税一体化の範囲については、譲渡損益と経常的な所得との性格の違いや、適正な執行の確保という点を踏まえつつ考えていくべきである。

ヌ 金融所得課税一体化には、金融所得に対する課税方式等をそろえることと損益通算という2つの内容があるが、金融商品間の中立性、税制の簡索性という観点からは、前者がより重要である。

2 課税方式

【配当】

イ 配当所得は、上場株式や公募株式投資信託等の金融商品から生ずる金融所得であるという性格に着目すれば、金融所得課税一体化の観点から、利子等の他の金融所得と同様に分離課税とすべきである。

ロ 配当所得を一般投資家の金融所得として分離課税するのであれば、配当控除や負債利子控除は不要となるのではないか。

ハ 大口株主が事業支配目的で保有する株式に対する配当については、事業所得とのバランスを考慮して総合課税を維持すべきである。

ニ 非上場株式も20%分離課税とすると、所得類型の変換による租税回避に利用される可能性もあり、総合課税を維持すべきである。

ホ 配当所得への課税については、従来から言われている法人税との調整の問題との関係についても改めて考える必要がある。

ヘ 配当所得課税と法人税との調整については、諸外国でインピュテーション方式が廃止されている流れも踏まえ、配当所得を総合課税から分離課税化するという方法も考えられる。

【公社債譲渡益】

ト 公社債市場が現在のように大規模になり、公社債の価格も日々変動しているという状況を踏まえれば、公社債も株式と同様に譲渡益には課税し、譲渡損失も認識するべきである。

チ 公社債にも株式と同じようなリターンとリスクのある商品が出現しており、株式との中立性の観点からも譲渡益には課税すべきである。

【その他】

リ 保険、外貨建て金融商品の為替差益、先物についても、金融所得課税一体化の対象として分離課税とすべきではないか。

ヌ 投資家からみれば公社債投資信託と株式投資信託は変わらない商品であり、同様の課税とすべきではないか。

3 損益通算等

【損益通算】

イ リスク資産の投資損失を損益通算することにより、リスク資産と安全資産に対する課税の中立性が確保されるので、一般投資家の金融所得の中では幅広く損益通算を認めるべきである。

ロ 課税ベースの浸食を防止する観点から、金融所得と総合課税される勤労所得等との間の損益通算は認めるべきではない。

ハ 金融所得の間であっても、損失と利益との取扱いの均衡の観点から、分離課税される所得と総合課税される所得との間の損益通算や、税率の異なる所得の間の損益通算は認めるべきではない。

ニ 譲渡所得課税を実現ベースで行っていることから、譲渡所得と経常的に発生する所得とは性格が異なり、両者の損益通算を認めることは本来適当ではない。ただし、「貯蓄から投資へ」という要請の重要性を踏まえれば、政策的配慮として認めることは考えられる。仮に認める場合には、諸外国の取扱いを参考にしつつ、一定の制限が必要である。

ホ 損益通算の範囲を拡大すると税収が大きく減少する可能性があるが、制度設計に当たっては税収への影響も考えるべきである。

- ヘ 個人の資産運用には、預貯金などの「貯蓄」、株式などの「投資」、先物などの「投機」という性格の違いがあり、それぞれの間の損益通算は認めないことが適当である。
- ト 利子、配当、株式譲渡益の間で、できる限り広く損益通算を認めるべきである。
- チ 公社債の譲渡益を課税する場合、公社債の譲渡損益と株式譲渡損益との損益通算を認めるべきである。
- リ 配当と株式譲渡益はともに株式を源泉とする所得であるが、預貯金利子は異なる。損益通算の範囲を考えるに当たっては、このような所得間の関連性を考慮するべきである。
- ヌ 利子所得については、口座数も多く、情報提供等に係る官民双方の事務負担等も考慮すべきである。
- ル 損益通算の範囲を拡大する場合、資料情報制度の整備、税務当局における名寄せの仕組みの整備など、適正な執行体制が必要である。

【資産減失】

- ヲ 上場株式の場合には、無価値化する前に市場で売却できるチャンスはあるのだから、あえて無価値化損失を特例的に認める必要はない。
- ワ 株式の無価値化損失については、リスク資産への投資を支援する政策上の要請や、株式譲渡損失に対する取扱いとのバランスを踏まえ、諸外国での取扱いも参考としつつ、株式譲渡損失と同様の取扱いを考えるべきである。
- カ 非上場株式のように価値の増減に操作可能性があるものは、上場株式とは別の扱いにすべきである。
- コ ペイオフ損失については、元本 1000 万円とその利息までは預金保険で保護されており、預金分散での対応が可能なこと、株式のようなリスク資産への投資による損失ではない損失を手当てすることは「貯蓄から投資へ」という政策目的に

もそぐわないこと、また預金者に自己責任を求めるペイオフ制度の目的にも反することから、原則として税制上の手当ては必要ない。

タ ペイオフ損失についても、株式の無価値化損失と同様に金融所得の範囲内で手当てを考えるべきである。

レ 資産滅失の場合、「譲渡」という取引行為がなく、支払調書も存在しないので、仮に滅失損を手当てする場合でも、何らかの形で適正な執行を確保する必要がある。

4 納税環境整備

イ 金融所得課税の一体化を実現するためには、制度の適正な執行と納税者利便の向上を図るための納税環境の整備が必要である。

ロ 損益通算の範囲を拡大する場合、損益通算の対象となる金融所得については、その支払元である金融機関等に対し税務当局に支払調書の提出を求め、納税者から提出される申告書とマッチングすることにより、申告の適正さを担保する必要がある。

ハ 大量の支払調書と申告書とを、より効率的かつ正確にマッチングする方法としては、何らかの番号制度の導入を検討すべきである。

ニ 番号がなくてもマッチング自体は行う必要があるもので、そこに番号を入れたからといって、そのことによって納税者に新たな不利益をもたらすものではない。

ホ 番号制度を導入する場合、国民の理解を得ることが重要である。従来から検討されてきた幅広い納税者番号制度とは発想を変えて、投資家利便を第一に、損益通算というメリットを受けたい人だけが選択制で利用する金融番号を考えるべきである。

ヘ 番号の利用を選択制とする場合、全国一連の番号である必要はなく、新たな番号を活用すれば足りる。

ト 番号の利用を選択制とする場合でも、金融機関にとっては負担が生じるという点も考慮すべきである。

チ 番号制度を導入し、金融機関等に対しても告知するということになるので、金融機関等から番号情報が漏洩する恐れにも留意し、民間における個人情報セキュリティの問題や、個人情報保護法などの法制面での対応についても注視が必要である。

リ 金融所得課税を一体化する場合でも、適正な執行を確保するため、特定口座のようなしっかりした本人確認と源泉徴収制度の活用が重要ではないか。

ヌ 損益通算は基本的に申告による対応となるが、それは申告納税を中心とする所得税のあるべき姿からみて望ましい。特定口座をこれ以上便利にする必要はないのではないか。

ル 損益通算が広く認められるようになると、民間において個人の金融資産を一元的に管理し損益通算も行うというサービスが提供されることが望ましい。